

湯川村放課後児童クラブ安全計画

令和6年3月
湯川村教育委員会

<u>第一章 総則</u>	1
<u>1 安全計画策定の目的</u>	1
<u>2 本計画の位置付け</u>	1
<u>3 本計画の履行・改訂</u>	1
<u>第二章 安全計画</u>	
<u>1 安全点検</u>	2
<u>(1) 施設・設備の安全点検</u>	2
<u>(2) マニュアル（指針）の策定・共有</u>	1
<u>2 児童・保護者に対する安全教育等</u>	3
<u>(1) 児童への安全指導</u>	3
<u>(2) 保護者等への周知・共有</u>	3
<u>3 訓練・研修</u>	4
<u>(1) 避難訓練等</u>	4
<u>(2) 職員への研修・講習</u>	5
<u>4 再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハットマップの作成）</u>	5

第一章 総則

1 安全計画策定の目的

湯川村放課後児童クラブにおける安全確保に関する取組を計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に施設の設備等の安全点検や、施設外活動等を含む放課後児童クラブでの活動、取組等における放課後児童クラブ職員や児童に対する安全確保に関する取組についての年間の行動スケジュールを定めることを目的として、放課後児童クラブ安全計画（以下「本計画」という。）を定める。

2 本計画の位置付け

本計画は、湯川村教育委員会を策定主体とする湯川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号。以下「条例」という。）第6条の2に規定する安全に関する事項に関する計画とする。本計画は、湯川村放課後児童クラブ安全管理マニュアル（以下「安全管理マニュアル」という。）の内容について具体的な手順とスケジュールによって実効性を担保することを主旨として、本計画と安全管理マニュアルは、その内容を相互に補完するものとする。

3 本計画の履行・改訂

本計画は、計画どおりに履行されることはもちろんのこと、新たな年度が始まる前に、放課後児童クラブ職員間でその内容を見直し、職員間で共有することが望まれる。職員は、本計画内容の改訂が必要と判断する場合は、あらかじめその内容を湯川村教育委員会と協議する。

第二章 安全計画

1 安全点検

(1) 施設・設備の安全点検

放課後児童クラブ施設・設備の安全点検は、安全管理マニュアルに基づいて毎月実施する。安全点検実施においては、漫然とチェック項目をなぞるのではなく、月次ごとに季節や利用形態の変化によって、特に重点的に点検すべき箇所を把握し、【表1】のとおり実施する。

【表1】重点点検箇所

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所	③	①	①	②	① ③	① ②	① ③	① ②	① ③	① ②	① ③	① ②

(凡例)

① 2階各部屋、廊下、トイレ・手洗い場、1階出入口、階段

② 1階全体

③ 外部（駐車場、芝生広場）

(2) マニュアル（指針）の策定・共有

放課後児童クラブにおける安全管理を含めた包括的な危機管理に関するマニュアルは、原則として湯川村教育委員会が策定する安全管理マニュアルを用いる。安全管理マニュアルは、策定期限、見直し予定時期及び掲示・管理場所を【表2】のとおり把握する。

【表2】マニュアルの策定・共有状況

分野	策定期限	見直し（再点検） 予定時期	掲示・管理場所
湯川村放課後児童クラブ安全管理マニュアル	令和6年3月	随時	児童クラブ室

2 児童・保護者に対する安全教育等

(1) 児童への安全指導

児童の年齢、発達や能力に応じた方法で、児童自身が安全や危険を認識し、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について学習し、習得できるよう援助すること。児童への学習は、学年及び実施時期を定め、【表3】に基づいて計画的に実施する。

【表3】児童への安全指導内容

学年	4～6月	7～8月	9～11月	12～3月
1年生	・施設の安全な使用について ・登所時の歩き方について ・感染症対策について	・火気の危険性 ・不審者への対応の仕方 ・熱中症の危険性	・早く暗くなった際の過ごし方について	・雪道の危険性について ・感染症対策について
2・3年生	・施設の安全な使用について ・登所時の歩き方について ・感染症対策について	・火気の危険性 ・不審者への対応の仕方 ・熱中症の危険性	・早く暗くなった際の過ごし方について	・雪道の危険性について ・感染症対策について
4年生以上	下級生との接し方について ・感染症対策について	・火気の危険性 ・不審者への対応の仕方 ・熱中症の危険性	・早く暗くなった際の過ごし方について	・雪道の危険性について ・感染症対策について

(2) 保護者等への周知・共有

保護者に対し、放課後児童クラブにおいて策定した安全計画やマニュアル等の安全に関する取組内容を周知・共有する。必要に応じて地域の関係機関と共有する。

また、児童の安全の確保に関して、保護者との円滑な連携が図られるよう、安全計画及び放課後児童クラブが行う安全に関する取組の内容について、公表しておく。

保護者や学校、地域に対しての情報の周知・共有を【表4】のとおり実施する。

【表４】情報の周知・共有の取組

区分	４～８月	９～１２月	１～３月
保護者	安全管理マニュアル、安全計画の周知	活動内容等を広報媒体等で周知	安全管理マニュアル、安全計画の周知
学校	安全管理マニュアル、安全計画の周知	学校、教育委員会を含めた会議を開催	活動内容等を広報媒体等で周知
地域	安全管理マニュアル、安全計画のＨＰ公開	活動内容等を広報媒体等で周知	活動内容等を広報媒体等で周知

※地域への対応は主として教育委員会が実施する。

３ 訓練・研修

（１）避難訓練等

避難訓練は、地震・火災だけでなく、地域特性に応じた様々な災害を想定して行う。救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、ＡＥＤ・エピペン®の使用等）の実技講習を定期的に受け、放課後児童クラブ内でも訓練を行うこと。

訓練の実施に当たっては、条例第６条第２項の規定に基づき【表５】によって実施する。

また、基準外の訓練においても、現場で想定される各種の訓練について【表６】によって実施する。

【表５】条例第６条第２項の規定に基づく訓練

実施月	テーマ・取組	参加者
７月	避難訓練（火災・地震）	職員、利用児童

【表６】

訓練内容	実施予定時期（時期・回数）
１１９番通報	夏季・１回
不審者対応訓練（１１０番通報訓練）	夏季・１回
救急救命訓練	秋季～冬季・１回

※参加者は、実施日の現場職員で対応

【参考条文】

（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）

第6条 放課後児童健全育成事業者は、消火器等の消化用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する普段の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。

（2）職員への研修・講習

自治体が行う研修・訓練やオンラインで共有されている事故予防に資する研修動画などを活用した研修を含め、研修や訓練は放課後児童クラブの運営に関する全ての職員が受講することが望まれる。【表7】のスケジュールで開催される研修に積極的に参加する。

【表7】研修・講習

4～8月	9～3月
健全育成指導者養成研修（オンライン） 特別支援研修	福島県放課後児童支援員認定資格研修 福島県放課後児童支援員資質向上研修 CAP研修

4 再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハットマップの作成）

事故を予防するためには、過去のけがの記録などを参考にして危険個所を把握することはもちろんのこと、けがに至らない事例についても検証を進めていくことが重要となる。幸いにも事故を回避できた事例を「ヒヤリ・ハット事例」として、その事例を精査・検証する。月一回の職員打合せで報告する。